

処 分 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の11第2項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項（番号又は記号の打刻）、同第9条の11第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：